

化学物質を取扱う事業場の皆さんへ

リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

一定の危険有害性のある化学物質（663物質）について

1. 事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。

<リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。まずは、ラベル表示で危険有害性を把握しましょう。次に、危険有害性がある物については、安全データシート（SDS）入手しましょう。

<対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

<リスクアセスメントの実施義務の対象物質>

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は、ラベル表示とSDSの交付義務の対象である**663物質**です。

リスクアセスメントの支援ツールや**663物質**は、
厚生労働省の職場のあんぜんサイトで公開しています。

対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

職場のあんぜんサイト

検索

厚生労働省 化学物質 相談窓口

検索



あなたの職場でも化学物質を使っていませんか？

お問い合わせ



①福岡労働局労働基準部健康課

(電話) 092-411-4798

②最寄りの各労働基準監督署

